

内閣参質二〇二第二五号

令和二年十月二日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員小西洋之君提出菅政権の存立危機事態等への認識に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出菅政権の存立危機事態等への認識に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（令和元年十二月二十日内閣参質二〇〇第一二二号）一について述べたとおりであり、この政府の認識に変わりはない。

二から六までについて

御指摘の「我が国が武力行使の新三要件に基づき限定的な集団的自衛権を」「行使した場合」に、具体的にどのような状況が生じるかについては、個々の事態ごとに異なると考えられることから、お尋ねについて一概に答えることは困難である。